

香芝市附属機関設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市規則第11号

香芝市附属機関設置規則の一部を改正する規則

香芝市附属機関設置規則（平成25年規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「福祉健康部児童福祉課」を「福祉部児童福祉課」に、「福祉健康部社会福祉課」を「福祉部社会福祉課」に、「福祉健康部介護福祉課」を「健康部介護福祉課」に、「福祉健康部保健センター」を「健康部保健センター」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。